

# 継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応

— 財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(12) —

坂 柳 明

## 1. はじめに—日本公認会計士協会（2009）の「参考文例」の(3)に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示される余地

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（継続企業（going concern）の前提）が疑わしい状況で、その財務諸表を監査する監査人がどのような判断を行い、監査人の対応はどうなるのかを論理的に導くことは、監査制度を設計するための指針を提供する点で、大きな意味がある。日本の監査制度上も、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応が規定されてきたが、現行監査基準で想定されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」との関係で、日本公認会計士協会（2009）は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる場合の注記を行う際の「参考文例」（〔制度1-1〕（1）～(3)）を示している。

### 〔制度1-1〕—日本公認会計士協会（2009）、参考文例

(1)：「〔連結財務諸表注記 文例1〕

当グループは、当連結会計年度において、〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になっています。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、〇〇株式会社に対し〇〇億円の第三者割当て増資を平成〇年〇月を目的に計画しています。また、主力金融機関に対しては〇〇億円の債務免除を要請しております。

しかし、これらの対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。」(傍線筆者)

(2): 「[連結財務諸表注記 文例2]

当グループは、〇〇株式会社とフランチャイズ契約を締結しています。当連結会計年度における当該フランチャイズ契約関連の売上高は〇〇百万円であり、売上高全体の〇〇%を占めています。しかし、期末時点では来期以降の契約更新が行われておりません。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、〇〇株式会社との契約更新の交渉を継続していますが、この契約更新の交渉期限は平成〇年〇月となっています。なお、この〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降には、〇〇株式会社の競合会社である△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉を開始する予定になっています。

しかし、これらの対応策に関する先方との最終的な合意が得られていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。」(傍線筆者)

(3): 「[財務諸表注記 文例3]

当社は、前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなっています。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当社は、当該状況を解消し又は改善すべく、不採算部門の〇〇事業からの撤退を〇年〇月を中途に計画しています。この計画の中では、当該事業に関わる設備を売却するとともに、早期退職制度の導入により〇〇名の人員削減を行い、併せて全社ベースで費用の〇%削減を行う予定です。また、主力金融機関との間で、新たに〇〇億円のコミットメント・ラインの設定を交渉しています。

しかし、これらの対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していません。」(傍線筆者)

坂柳（2018）では、この〔制度1-1〕(1)～(3)のうち、紙幅の都合により、〔制度1-1〕(1)及び(2)について、そこで記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容は特定できるが、その内容が財務諸表の注記に示されていない場合には、〔制度1-1〕(1)及び(2)に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地があるのか、という問題を考察した。そして、詳細については参照頂きたいが、①：坂柳（2018,37-40）においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、〔制度1-1〕(1)に示される余地があることを指摘し、②：坂柳（2018,40-42）においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、〔制度1-1〕(2)に示される余地があることを指摘した。

他方、〔制度1-1〕(3)については、次の問題が生じる。それは、〔制度1-1〕(3)には、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」という形で、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されているが、研究上の議論において、〔制度1-1〕(3)に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地があるのか、という問題である。

この問題について、企業会計審議会（2009）、及び2009年の監査基準改訂後に整備された開示制度及び監査制度に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」<sup>1)</sup>を指している、と解釈する<sup>2)</sup>が、まず、

- 1) ここでの「影響」には、「金額的に重要な影響」という意味を含めている。また、「事象」については、日本公認会計士協会（2011a）の「付録2：用語集」にある「不確実性」、即ち、「将来の帰結が企業の直接的な影響が及ばない将来の行為や事象に依存し、財務諸表に影響を及ぼす可能性がある状況」（傍線筆者）に見られる「企業の直接的な影響が及ばない」ものを想定している。
- 2) 本稿では、「特定の事象が将来に発生する可能性」については、(1)：日本公認会計士協会（2011b）の5項の「事象又は状況若しくはその結果の発生が将来になるほど、当該事象又は状況の結果の不確実性は著しく高くなる」（傍線筆者）に見られるような、「事象又は状況若しくはその結果の発生が将来になる」ほど「著しく高くなる」ものとは考えていないし、(2)：同A13項の「事象又は状況の発生が将来になるほど、その事象又は状況の結果の不確実性の程度は高くなる」（傍線筆者）

①：〔制度1-1〕(3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が特定できない場合には、指している内容が特定できないところの、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、〔制度1-1〕(3)に示される余地はない、ということになる。また、②：坂柳(2017,55-56)では、一般に、財務諸表の注記で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を、解釈によってどのような形で特定しても、その特定された内容が、財務諸表の注記に示されていれば、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、その財務諸表の注記に示される余地はなく、その財務諸表の注記が参照される監査報告書上の「追記情報」(一般的には、「情報提供」)としても、示される余地はないことを指摘したが、このことを前段落で示した問題に当てはめると、〔制度1-1〕(3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を、解釈によってどのような形で特定しても、その特定された内容が、〔制度1-1〕(3)に示されていれば、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、〔制度1-1〕(3)に示される余地がない、ということになる。このように、以上の①及び②で示した議論に従った場合に、〔制度1-1〕(3)に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地があるのか、という問題を考察すると、〔制度1-1〕(3)に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地がない、ということがわかる。

ここで、次の問題が生じる。それは、前段落の①及び②で示した議論には従わず、〔制度1-1〕(3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容は特定できるが、その内容が財務諸表の注記に示されていない場合には、〔制度1-1〕(3)に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地があるのか、という問題である。本稿

---

に見られるような、「事象又は状況の発生が将来になる」ほど「高くなる」ものとも考えていない。

では、この問題を考察する。この問題がどのように解決されるかによって、「継続企業の前提が疑わしい」場合に、注記に示される内容、及び注記に示される内容が踏まえられた上で、現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」に従って監査報告書に「追記」される内容が変わってくる可能性がある。そして、それらの内容が変われば、利害関係者の意思決定が変わる可能性がある。なので、この問題の考察は、重要である。

この問題を考察するに当たっては、まず、[制度1-1](3)について、次のことに注目する必要がある。それは、[制度1-1](3)の内容を踏まえると、[制度1-1](3)においては、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況を指している、と推察される「当該状況」が、「当社」の「対応策」によって、「解消」又は「改善」されることが想定されている、ということである。

そこで、上記の本稿の問題を考察するに当たって、まず、第2節では、[制度1-1](3)の中の、「当社は、当該状況を解消し又は改善すべく」(傍線筆者)という記述に見られる、「解消」とは異なる「改善」が指していることを理解するために、株式会社ゴンゾ(以下、「ゴンゾ」とする)の2010年連結財務諸表の注記を参照した上で、上記の記述に見られる「改善」が、どのようなことを指しているのか、という問題を考察する。一方、第3節の(1)では、詳細については参照頂きたいが、[制度1-1](3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる、「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況においては、[制度1-1](3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、と解釈するところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)に見られる「特定の事象」として、[制度1-1](3)に見られる「当社」の「事業の継続に影響を与える」ような事象を、想定することができることを示す。また、第3節の(1)では、[制度1-1](3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上

である」状況は、一般的には、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性がある<sup>3)</sup>ことが示唆されている」状況(※1)、と記述できることを指摘する。

他方、第3節の(2)では、[制度1-1](3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況が、[制度1-1](3)に見られる「対応策」があっても、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当社」が「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況が「解消」されない、あるいは「改善」されない可能性があることが示唆されている状況、と解釈できるので、[制度1-1](3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況は、一般的には、(1):「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない可能性があることが示唆されている」状況(※2)(傍線筆者)、あるいは、(2):「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が改善されない可能性があることが示唆されている」状況(※3)(傍線筆者)、と記述できることを示す。その上で、第3節の(2)では、[制度1-1](3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況が、※2、あるいは※3の形の、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況(※1)、と記述できることを指摘する。

---

3) 本稿の以下の議論においては、記述が長くなることを避けるために、「という事象が発生する可能性がある」(☆1)と記す必要がある場合でも、この☆1から「という事象が発生する」を省くことにする。例えば、「「…もたらさない」という事象が発生する可能性がある」という記述であれば、「…もたらさない可能性がある」と記すことにする。

続く第3節の(3)では、詳細については参照頂きたいが、前段落で示した※3と記述できる具体的な状況はあるのか、という問題について、株式会社オプトロム（以下、「オプトロム」とする）の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第28期事業年度についての『第1四半期報告書』に見られる四半期財務諸表の注記を示し、※3と記述できる具体的な状況として、この注記に見られるところの、①：「債務超過の解消」について、「太陽光発電事業の資金調達が遅れた場合や、売上が低迷し収益の改善が想定どおり進まない時」に「改善されない可能性」がある」状況（※4）があること、及び②：この※4は、※3の形の※1と記述することができることを示し、そして、③：この※4には、「債務超過」という形の、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「改善」という記述が用いられていることを指摘する。他方、第3節の(3)では、[制度1-1] (3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況には、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「解消」及び「改善」という記述が用いられていないことを指摘し、その上で、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、[1]：「解消」という記述が用いられている※2の形の※1があることを表す文例が、[制度1-1] (3)に示された場合に、そのような文例が示された[制度1-1] (3)に、及び[2]：「改善」という記述が用いられている※3の形の※1があることを表す文例が、[制度1-1] (3)に示された場合に、そのような文例が示された[制度1-1] (3)に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地があるのか、という問題を考察する。

そして、第3節の(3)では、[制度1-1] (3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況には、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「解消」及び「改善」という記述が用いられていないので、この「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況においては、[制度1-1] (3)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当社」が「前期〇〇百万円、

当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況が「解消」されないこと、及び「改善」されないことを、想定することができない、と考える場合に、[制度1-1] (3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況は、以上で示した※1、※2、※3について言えば、※1と記述することはできるが、※2と記述することはできず、また、※3と記述することもできないことを指摘した上で、※2及び※3とは記述できず、※1と記述できるだけの、「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況が見られる [制度1-1] (3)に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地があるのか、という問題を考察する。そして、最後の第4節では、本稿の結論、貢献、今後の課題を示す。

## 2. 日本公認会計士協会 (2009) の「参考文例」の(3)に見られる「改善」が指していること

前節で提示した問題を考察するに当たって、本節では、まず、[制度1-1] (3)の中の、「当社は、当該状況を解消し又は改善すべく」(傍線筆者)という記述(※5)に見られる「改善」が、どのようなことを指しているのか、という問題を考察するが、この※5においては、「解消」とは異なる「改善」が、想定されていることがわかる。そうすると、次の問題が生じる。それは、上記の※5に見られる「解消」は、どのようなことを指しているのか、という問題である。

この問題を考察するに当たっては、上記の※5に見られる「当該状況」が指している内容を理解する必要があるが、[制度1-1] (3)の内容を踏まえると、上記の※5に見られる「当該状況」は、前節で示したように、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当社」が「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」(傍線筆者) いる状況(※6)を指している、と推察される。この※6については、(1): 将来に「営業損失」が計



上されない、及び②：将来に「営業キャッシュ・フロー」が「マイナス」にならない、という意味で、「※6がなくなる」状態にするための「対応策」、即ち、①：「〇年〇月を目途に計画」されている「不採算部門の〇〇事業からの撤退」という形の「対応策」、及び②：「主力金融機関との間」の、新たな「〇〇億円のコミットメント・ラインの設定」の交渉という形の「対応策」が、[制度1-1] (3)において想定されていることを踏まえると、次のことが言える。それは、前段落で示した※5、即ち、[制度1-1] (3)の中の、「当社は、当該状況を解消し又は改善すべく」（傍線筆者）という記述に見られる「解消」は、上記の①及び②で示した「対応策」によって、(1)：将来に「営業損失」が計上されない、及び②：将来に「営業キャッシュ・フロー」が「マイナス」にならない、という意味で、上記の※6について、「※6がなくなる」ことを指していると解釈できる、ということである<sup>4)</sup>。

4) 他方、[1]：[制度1-1] (1)に見られる、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当グループ」が「〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になって」（傍線筆者）いる状況（☆2）については、「〇〇百万円」の「債務超過」が0（ゼロ）になる、という意味で、「債務超過がなくなる」状態にするための「対応策」、即ち、①：「〇〇株式会社」に対する「〇〇億円の第三者割当て増資」という形の「対応策」、及び②：「主力金融機関」に対する「〇〇億円の債務免除」の「要請」という形の「対応策」が、[制度1-1] (1)において想定されていることを踏まえると、次のことが言える。それは、[制度1-1] (1)の中の、「連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく」（傍線筆者）という記述に見られる「解消」は、上記の①及び②で示した「対応策」によって、「〇〇百万円」の「債務超過」が0になる、という意味で、上記の☆2について、「債務超過」がなくなる」ことを指している、と解釈できるということである。

また、[2]：[制度1-1] (2)に見られる、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当グループ」にとって「期末時点では来期以降の契約更新が行われて」いない状況（☆3）については、(1)：「平成〇年〇月」までに「〇〇株式会社との契約更新」が行われる、あるいは、(2)：「〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降」に、「△△株式会社」と「フランチャイズ契約」を締結する、という意味で、「当グループ」にとって「期末時点では来期以降の契約更新が行われて」いない状況がなくなる」状態にするための「対応策」、即ち、①：「平成〇年〇月」が「交渉期限」となっている「〇〇株式会社との契約更新の交渉」という形の「対応策」、及び②：「〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降」に「開始する予定」である「△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉」

ここで、[1]:[制度1-1](3)に見られる、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような※6、即ち、「当社」が「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況が、一般的には、「[継続企業の前提が疑わしい]状況を生み出す原因となる状況」と記述できること、そして、[2]:[制度1-1](3)に見られるような、①:「〇年〇月を目途に計画」されている「不採算部門の〇〇事業からの撤退」という形の「対応策」、及び②:「主力金融機関との間」の、新たな「〇〇億円のコミットメント・ラインの設定」の交渉という形の「対応策」が、一般的には、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」と記述できることを踏まえると、次のことがわかる。それは、一般的には、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」による、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況の「解消」は、その「経営上の対応」によって、「[継続企業の前提が疑わしい]状況を生み出す原因となる状況がなくなることを指している」と解釈できる、ということである。

他方、先に示した※5、即ち、[制度1-1](3)の中の、「当社は、当該状況を解消し又は改善すべく」(傍線筆者)という記述との関係では、先に指摘した次の問題がある。それは、この※5に見られる「改善」が、どのようなことを指しているのか、という問題である。この問題を考察する上で、ゴンゾの2010年連結財務諸表の注記(【継続企業の前提に関する事項】)を見てみよう(〔事

---

という形の「対応策」が、[制度1-1](2)において想定されていることを踏まえると、次のことが言える。それは、[制度1-1](2)の中の、「連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく」(傍線筆者)という記述に見られる「解消」は、上記の①及び②で示した「対応策」によって、(1):「平成〇年〇月」までに「〇〇株式会社との契約更新」が行われる、あるいは、(2):「〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降」に、「△△株式会社」と「フランチャイズ契約」を締結する、という意味で、上記の☆3について、「[当グループ]にとって「期末時点では来期以降の契約更新が行われて」いない状況がなくなる」ことを指している、と解釈できるということである。

例2-1])<sup>5)</sup>。

### [事例2-1] ーゴンゾの2010年連結財務諸表の注記

「当社グループは、前連結会計年度において2,121百万円の営業損失が発生し、3,401百万円の当期純損失を計上しております。一方、当連結会計年度における営業損失は219百万円と大幅に改善し、当期純利益は28百万円の黒字化を達成しております。また、営業キャッシュフローについても前連結会計年度は595百万円のマイナスでございましたが、当連結会計年度については改善し322百万円のマイナスとなっております。しかしながら、当連結会計年度末においても2,696百万円の債務超過の状態であり、当該債務の返済資金の確保に困難が生じる可能性があります。また、借入金の契約について、現在、銀行借入金の一部につき、期限の利益の喪失条項に抵触しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消すべく、翌連結会計年度以降の利益回復を実現させる施策として、既存事業での収益性改善、成長領域での事業推進、資本増強の推進に向けた取り組みを推進しております。

…」(傍線筆者)

この[事例2-1]によると、(1):「当社グループ」は、「前連結会計年度」に「2,121百万円の営業損失」を計上し、「当連結会計年度」に「219百万円」の「営業損失」を計上していることがわかる。また、[事例2-1]によると、(2):「当社グループ」の「営業キャッシュフロー」は、「前連結会計年度は595百万円のマイナス」であり、「当連結会計年度」は「322百万円のマイナス」であることがわかる。

ここで、①:[事例2-1]において、「前連結会計年度」の「営業損失」の金額は「2,121百万円」であり、「当連結会計年度」の「営業損失」の金額は「219百万円」であることとの関係で、「解消」ではなく、「改善」という記述が見ら

5) 本稿で示す財務諸表の注記の事例、及び四半期財務諸表の注記の事例は、eolより様々な検索用語を用いて試行錯誤しながら入手した。

れること、及び②：[事例2-1]において、「前連結会計年度」の「営業キャッシュフロー」は「595百万円のマイナス」であり、「当連結会計年度」の「営業キャッシュフロー」は「322百万円のマイナス」であることとの関係で、「解消」ではなく、「改善」という記述が見られることを踏まえると、一般的には、次の2つのことが指摘できる。まず、1つ目は、[1]：経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」による、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となった状況の「改善」が、どのようなことを指しているのか、という問題を考察するに当たって、ある会計年度（X1期）に「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となった、「営業損失が計上されている」状況との関係で、経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「将来の会計年度であるY1期に営業利益が計上されること、あるいはY1期の営業損失が0（ゼロ）になること」を、考慮する必要はないということである。また、2つ目は、[2]：経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」による、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となった状況の「改善」が、どのようなことを指しているのか、という問題を考察するに当たって、ある会計年度（X2期）に「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となった、「営業キャッシュ・フローがマイナス」である状況との関係で、経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「将来の会計年度であるY2期の営業キャッシュ・フローがプラスになること、あるいはY2期の営業キャッシュ・フローが0（ゼロ）になること」を、考慮する必要はないということである。

そうであれば、次の問題が生じる。それは、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」による、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となった状況の「改善」が指していることを考察する上で、どのようなことを考慮する必要があるのか、という問題である。

この問題を考察するに当たって、[事例2-1]に見られるような、(1)：「当社グループ」が「前連結会計年度」に「2,121百万円の営業損失」を計上し、「当連結会計年度」に「219百万円」の「営業損失」を計上していること、及び(2)：「当社グループ」の「営業キャッシュフロー」が、「前連結会計年度は

595百万円のマイナス」であり、「当連結会計年度」は「322百万円のマイナス」であることを踏まえた上で、2つ前の段落で示したX1期とY1期、及びX2期とY2期について、①：Y1期に計上された「営業損失」の金額が、X1期に計上された「営業損失」の金額よりも小さい状況、及び②：Y2期の「マイナスの営業キャッシュ・フロー」の金額が、X2期の「マイナスの営業キャッシュ・フロー」の金額よりも小さい状況を想定すると、次の考えが成立し得る。それは、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」による、「継続企業の前提が疑わしい状況を生み出す原因となる状況の「改善」が指していることを考察する上では、[1]：「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる、「営業損失が計上されている」状況についての「営業損失」の金額や、[2]：「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる、「営業キャッシュ・フローがマイナス」である状況についての「マイナスの営業キャッシュ・フロー」の金額<sup>6)</sup>を、一般的に、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる、金額が表示されている状況についてのその金額」と捉えた上で、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、そのような「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる、金額が表示されている状況についてのその金額」が、0にはならないが小さくなることを考慮する必要がある、という考えである。

この考えに基づくと、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」による、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況の「改

---

6) 本文では、[制度1-1] (3)に見られる、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような※6、即ち、「当社」が「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」(傍線筆者) いる状況において、[1]：「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる、「営業損失が計上されている」状況についての「営業損失」、及び[2]：「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる、「営業キャッシュ・フローがマイナス」である状況についての「マイナス」の「営業キャッシュ・フロー」が、「当期に発生したこと」だけでなく、「当期より前の期に発生したこと」を含めることができるように、上記の[1]で示されている「営業損失」が発生した時期、及び上記の[2]で示されている「マイナス」の「営業キャッシュ・フロー」が発生した時期を、限定していない。

善」は、上記の「[継続企業の前提が疑わしい] 状況を生み出す原因となる、金額が表示されている状況についてのその金額」を考慮した上で、「経営者による経営計画等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる、金額が表示されている状況についてのその金額が、0にはならないが小さくなること」(※7)を指している<sup>7)</sup>、と解釈できる<sup>8)</sup>。そうすると、①：前節で示した[制度1-1](3)においては、「[継続企業の前提が疑わしい] 状況を生み出す原因となる状況」は、先に示した「当該状況」、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当社」が

7) 他方、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる、金額が表示されている状況についてのその金額が0になること」(☆4)を、本文で述べたような、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」による、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況の「改善」と捉える必要はない。この☆4は、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる、金額が表示されている状況がなくなること」を意味しているので、この☆4については、本節の本文での議論、及び脚注4の内容を踏まえると、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」による、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況の「解消」と捉えればよいからである。

また、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、本文で述べた意味で、ある会計年度(X3期)の「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況(状況A)が、将来の会計年度(Y3期)に「改善」された場合に、「改善」されたその状況Aが、Y3期の「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となるかどうか、という問題については、確かなことは言えない。その問題は、本文で述べた意味で「改善」された状況Aが、実際にY3期の「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となるかどうかによって、解決される問題だからである。

8) 本稿では、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」による、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況の「改善」が指していることを理解するための素材として、「改善」という記述が見られる[事例2-1]を用いた。しかし、この[事例2-1]、及びゴンゾの2010年連結財務諸表の注記のうち、本稿では紙幅の都合より省略した部分を見ても、[事例2-1]に見られるような、「当社グループ」が「前連結会計年度」に「2,121百万円の営業損失」を計上している状況、及び「当社グループ」の「営業キャッシュ・フロー」が「前連結会計年度は595百万円のマイナス」である状況が、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、本文で述べた意味で「改善」されたと言えるかどうかについては、確かなことは言えない。

「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」（傍線筆者）いる状況（本節で示した※6）であり、②：この※6において、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる、金額が表示されている状況についてのその金額」は、「営業損失」については、「前期」に「〇〇百万円」及び「当期に〇〇百万円」であり、「営業キャッシュ・フロー」については、「〇〇百万円」（「マイナス」の金額）であるため、上記の※7を踏まえると、[制度1-1] (3)の中の※5、即ち、「当社は、当該状況を解消し又は改善すべく」（傍線筆者）という記述に見られる「改善」は、上で示した※6について、「[制度1-1] (3)に見られるような、[1]：「〇年〇月を目途に計画」されている「不採算部門の〇〇事業からの撤退」という形の「対応策」、及び[2]：「主力金融機関との間」の、新たな「〇〇億円のコミットメント・ラインの設定」の交渉という形の「対応策」によって、「前期」に「〇〇百万円」及び「当期に〇〇百万円」計上されている「営業損失」、及び「〇〇百万円」となっている「マイナス」の「営業キャッシュ・フロー」の金額が、0にはならないが小さくなること」を指している、と解釈できることになる。

### 3. 日本公認会計士協会（2009）の「参考文例」の(3)に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示される余地がある場合はどのような場合か

- (1) [制度1-1] (3)における会社の事業の継続に影響を与える「特定の事象」と、[制度1-1] (3)に見られる「[経営上の対応]が経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況
- 他方、[制度1-1] (3)には、「これらの対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」（傍線筆者）という記述（※8）が示されているが、この記述に見られる「対応策」として、[制度1-1] (3)には、「継続企業の前提

に重要な疑義を生じさせる」ような、「当社」が「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況を「解消」又は「改善」するための、①：「〇年〇月を目途に計画」されている「不採算部門の〇〇事業からの撤退」という形の「対応策」、及び②：「主力金融機関との間」の、新たな「〇〇億円のコミットメント・ラインの設定」の交渉という形の「対応策」が、示されていることがわかる。他方、上記の※8の中の「ため」という理由を表す記述を踏まえると、[制度1-1](3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる、「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況は、上記の①及び②で示した形の「対応策」があっても、その「対応策」を「関係者との協議を行いながら進めている途上である」ことを踏まえると、上記の①及び②で示した形の「対応策」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている状況、と解釈することができる。

そうすると、[制度1-1](3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、第1節で示したように、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合に、前段落の①及び②で示した形の「対応策」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている状況、と解釈できるところの、「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況については、次の問題を提起することができる。それは、[制度1-1](3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる、上記の「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況においては、[制度1-1](3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、と解釈できるところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)に見られる「特定の事象」として、[制度1-1](3)に見られる「当社」の「事業の継続に影響を与える」ような、①：「〇年〇月を



目途に計画」されている「不採算部門の〇〇事業からの撤退」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象，及び②：「主力金融機関との間」の，新たな「〇〇億円のコミットメント・ラインの設定」の交渉という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象を，想定することができるのか，という問題である。

この問題については，次のことが言える。それは，[制度1-1] (3)に見られるような，①：「〇年〇月を目途に計画」されている「不採算部門の〇〇事業からの撤退」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※9），及び②：「主力金融機関との間」の，新たな「〇〇億円のコミットメント・ラインの設定」の交渉という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※10）が，将来に発生することによる影響によって，将来に「継続企業の前提が疑わしい」状況（を生み出す原因となる状況）が生じることを，特に「※9及び※10」が「当社」の「事業の継続に影響を与えること」と捉えた上で<sup>9)</sup>，「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）に見られる「特定の事象」として，[制度1-1] (3)に見られる「当社」の「事業の継続に影響を与える」ような，上記の※9及び※10を想定することができる，ということである。

他方，以上に述べたところの，[制度1-1] (3)に見られるような，①：「〇年〇月を目途に計画」されている「不採算部門の〇〇事業からの撤退」という形の「対応策」，及び②：「主力金融機関との間」の，新たな「〇〇億円のコミットメント・ラインの設定」の交渉という形の「対応策」が，一般的には，

9) 本文で示した「※9及び※10」が，「将来に発生することによる影響」は，「事業の継続」に与える「影響」とは限らない。そのため，本文では，「※9及び※10が将来に発生することによる影響」を，「※9及び※10が将来に発生することによる「当社」の「事業の継続」に与える「影響」と捉えるために，「※9及び※10が将来に発生することによる影響」によって，将来に「継続企業の前提」，即ち，「企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提」（傍線筆者）が疑わしい」状況（を生み出す原因となる状況）が生じることを，特に「※9及び※10」が「当社」の「事業の継続に影響を与えること」と捉えている。

「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」と記述できることを踏まえると、次のことがわかる。それは、先に述べたような、上記の①及び②で示した形の「対応策」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている状況、と解釈できるところの、[制度1-1](3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる、「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況は、一般的には、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況（第1節で示した※1）、と記述できるということである。

- (2) [制度1-1](3)に示されていると解釈できる、「**「経営上の対応」が経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消又は改善されない可能性があることが示唆されている**」状況

次に、[制度1-1](3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況において、①：「〇年〇月を目途に計画」されている「不採算部門の〇〇事業からの撤退」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※9）、及び②：「主力金融機関との間」の、新たな「〇〇億円のコミットメント・ラインの設定」の交渉という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※10）が、将来に発生することによって、[制度1-1](3)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当社」が「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況が「解消」されないこと、あるいは「改善」されないことを想定する場合には、次のことが言える。それは、[制度1-1](3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況は、上記の①及び②で示されている「対応策」があっても、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当社」が「前期

〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況が「解消」されない、あるいは「改善」されない可能性があることが示唆されている状況、と解釈できるので、[制度1-1](3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況は、一般的には、[1]:「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない可能性があることが示唆されている」状況(第1節で示した※2)(傍線筆者)、あるいは、[2]:「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が改善されない可能性があることが示唆されている」状況(第1節で示した※3)(傍線筆者)、と記述できるということである。

ここで、(1):前段落で述べた※2、即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない可能性があることが示唆されている」状況、あるいは、(2):前段落で述べた※3、即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が改善されない可能性があることが示唆されている」状況と、本節の(1)で述べたような、[制度1-1](3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況を、一般的に記述した、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況(※1)の関係について、上記の※2及び※3においては、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないこと」が想定されていることがわかる。そうすると、上記の※2及び※3は、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待

通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況（※1）の1つであることがわかる。そうであれば、[制度1-1] (3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途中である」状況は、①：「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない可能性があることが示唆されている」状況（※2）（傍線筆者）、あるいは、②：「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が改善されない可能性があることが示唆されている」状況（※3）（傍線筆者）の形の、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況（※1）、と記述できることになる。

- (3) 「「経営上の対応」が経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況に、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況との関係で「解消」及び「改善」という記述が用いられていない日本公認会計士協会（2009）の「参考文例」の(3)

ここで、次の2つの問題が生じる。まず、1つ目は、(1)：財務諸表の注記で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる※1、即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況のうち、※2、即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない可能性があることが示唆されている」状況、と記述できる具体的な状況はあるのか、という問題である。また、2つ目は、(2)：財務諸表の注記で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる※1のうち、※3、

即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が改善されない可能性があることが示唆されている」状況，と記述できる具体的な状況はあるのか，という問題である。

前段落で示した2つの問題のうち，(1)で示した問題については，坂柳(2018,23-28)において，①：株式会社ビーマップの2009年連結財務諸表の注記で記述されている，「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる，「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」状況，及び②：株式会社関門海の2011年連結財務諸表の注記で記述されている，「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる，「債務超過の解消についても不透明である」状況が，※2，即ち，「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が，経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって，「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない可能性があることが示唆されている」状況，と記述できることを指摘した。他方，前段落で示した2つの問題のうち，(2)で示した問題を考察するに当たっては，次のオプトロムの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第28期事業年度についての『第1四半期報告書』に見られる四半期財務諸表の注記（【注記事項】）を見てみよう（[事例3-1]）。

**[事例3-1] 一オプトロムの第28期事業年度についての『第1四半期報告書』に見られる四半期財務諸表の注記**

「(継続企業の前提に関する事項)

当社は，6期連続して損失を計上しており，当第1四半期累計期間においても環境エネルギー事業のE・COOL販売実績が計画と大幅に乖離した結果，引き続き経常損失，四半期純損失となり，純資産額も20,769千円の債務超過となりました。また，平成25年6月28日に返済期日を迎えた短期借入金については，更新契

約が間に合わず再度の延滞扱いとなりました。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、以下のような諸施策を講じております。

#### ①借入金の約定弁済について

当社は平成25年7月から9月までの3ヶ月間について、月額20万を返済原資とする各金融機関の残高シェア割による内入れを実施することとし、各金融機関と条件変更契約の交渉を進めており、市中金融機関4行中3行とは既に条件変更契約の締結を済ませております。残る1行とも早急に条件変更の契約締結を済ませる予定であります。

また、平成25年10月以降の返済に関しては、今後の業績に応じて返済原資を増額していく予定であり、中期事業計画および返済計画を策定し、今後の約定弁済について各金融機関と交渉してまいります。

#### ②財務力の改善について

当社は、太陽光発電事業を第3の柱と位置づけており、当社の財務力を改善させるためには太陽光発電事業から得られる収益が不可欠と考えております。現在、本社工場敷地を活用しての太陽光発電事業計画を進めておりますが、その事業資金調達として市中金融機関の融資審査を受けており、この実行に合わせて新株予約権の権利行使も依頼し、太陽光発電事業を展開するにあたっての財務的基盤を確保してまいります。

#### ③債務超過の解消について

当社は、本社工場敷地を活用しての太陽光発電事業計画を進めており、その事業資金調達を市中金融機関から行うべく融資審査手続き中であります。この融資実行に目処がついた場合には、新株予約権の権利行使が見込めます。また、E・COOL事業においてはコストをかけ積極的な営業戦略をとってまいりましたが、今後は収益率を重視した事業体制に移行して固定費の適正化を図るとともに、東京支店移転の実施や本社工場における外部倉庫の見直し等を行って、利益を確保し債務超過を解消してまいります。

当社は、以上のような対応策を進めておりますが、今後の借入金返済に関しては取引金融機関との合意形成が必要となり、財務体質の改善は太陽光発電事業にかかる資金調達と早期の事業立上げが前提となります。また、債務超過の解消についても太陽光発電事業の資金調達が遅れた場合や、売上が低迷し収益の改善が想定どおり進まない時には改善されない可能性もあります。

以上のことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期財務諸表は、継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しておりません。」

(傍線筆者)

まず、[事例3-1]には、(1):「今後の借入金返済に関しては取引金融機関との合意形成が必要となり、財務体質の改善は太陽光発電事業にかかる資金調達と早期の事業立上げが前提となります」(傍線筆者)という記述(※11)、及び(2):「債務超過の解消についても太陽光発電事業の資金調達が遅れた場合や、売上が低迷し収益の改善が想定どおり進まない時には改善されない可能性もあります」(傍線筆者)という記述(※12)、そして、(3):「以上のことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」(傍線筆者)という記述(※13)が、示されていることがわかる。ここで、上記の※11~※13のうち、※13には、「以上のことから」という理由を表す記述が見られるので、[事例3-1]においては、※13に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」、即ち、[事例3-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、上記の※11において想定されている、[1]:「今後の借入金返済に関しては取引金融機関との合意形成が必要となり、財務体質の改善は太陽光発電事業にかかる資金調達と早期の事業立上げが前提」となる状況、そして、上記の※12において想定されている、[2]:「債務超過の解消」について、「太陽光発電事業の資金調達が遅れた場合や、売上が低迷し収益の改善が想定どおり進まない時」に「改善されない可能性」がある」状況(第1節で示した※4)によって生じることが示されている、と理解できる。そうすると、上記の[1]~[2]で示した状況は、「[事例3-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」であることがわかる。

一方、〈1〉:前段落の[1]~[2]で示した状況のうち、[2]で示したところの、「債務超過の解消」について、「太陽光発電事業の資金調達が遅れた場合や、売上が低迷し収益の改善が想定どおり進まない時」に「改善されない可能性」がある」状況(※4)(傍線筆者)について、何が「改善されない可能性」があるのか、という点に注目すると、この※4は、[事例3-1]の中の、「③債務超過の解消について」に見られるような「対応策」があっても、「太陽光発電事業の資金調達が遅れた場合や、売上が低迷し収益の改善が想定

どおり進まない時」には、[事例3-1]に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」のうちの、「債務超過」が「改善されない可能性」があることが示唆されている状況、と解釈することができる。そうすると、上記の※4においては、(1):「債務超過」という形の、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が、(2):[事例3-1]の中の「③債務超過の解消について」に見られるような「対応策」という形の、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「改善」されない可能性があることが、想定されていることがわかる。他方、〈2〉:前段落の[1]で示した状況には、何が「改善されない可能性」があるのか、という点に注目しようとしても、そもそも「改善」という記述が用いられていないので、この[1]で示した状況においては、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が、「改善」されない可能性があることが想定されていない、ということになる。

ここで、前段落の〈1〉で述べたことを踏まえると、次の問題が生じる。それは、「債務超過」という形の、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が、[事例3-1]の中の、「③債務超過の解消について」に見られるような「対応策」という形の、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「改善」されない可能性があることが想定されている※4が、※3、即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が改善されない可能性があることが示唆されている」（傍線筆者）状況、と記述できるのか、という問題である。また、前段落の〈2〉で述べたことを踏まえると、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が、「改善」されない可能性があることが想定されていないところの、「今後の借入金返済に関しては取引金融機関との合意形成が必要となり、財務体質の改善は太陽光発電事業にかかる資金調達と早期の事業立上



げが前提」となる状況が、上記の※3と記述できるのか、という問題は、考察される余地がないことがわかる。

そうであれば、次のことが言える。それは、(1)：前段落で示した「今後の借入金返済に関しては取引金融機関との合意形成が必要となり、財務体質の改善は太陽光発電事業にかかる資金調達と早期の事業立上げが前提」となる状況、及び(2)：「債務超過の解消」について、「太陽光発電事業の資金調達が遅れた場合や、売上が低迷し収益の改善が想定どおり進まない時」に「改善されない可能性」がある」状況、即ち、※4の2つの状況のうち、本稿では、後者の※4が、前段落で示した※3と記述できるのか、という問題を考察すればよい、ということである。

そうすると、前段落で示した問題について、〈1〉：先に述べたように、※4について、何が「改善されない可能性」があるのか、という点に注目すると、この※4は、[事例3-1]の中の、「③債務超過の解消について」に見られるような「対応策」があっても、「太陽光発電事業の資金調達が遅れた場合や、売上が低迷し収益の改善が想定どおり進まない時」には、[事例3-1]に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」のうちの、「債務超過」が「改善されない可能性」があることが示唆されている状況、と解釈することができるが、その状況は、上記の「対応策」が経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている状況、と解釈できるので、上記の対応策、即ち、[事例3-1]の中の、「③債務超過の解消について」に見られるような「対応策」を、一般的に「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」と記述すると、上記の※4は、一般的には、本節で示した※1、即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況、と記述できることになる。また、〈2〉：上記の※4は、[事例3-1]の中の、「③債務超過の解消について」に見られるような「対応策」が、「債務超過」を「改善」するかどうかについて、「③債務超過の解消について」に見られるような「対応策」があっても、「債務超過」が「改善」され

ない可能性があることが示唆されている」状況、と解釈することができるが、この「③債務超過の解消について」に見られるような「対応策」があっても、「債務超過」が「改善」されない可能性があることが示唆されている」状況において想定されている、「債務超過」が「改善」されない」という事象は、そのような「対応策」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないこと」によって生じるので、[事例3-1]に見られる「当社」の「債務超過」を、一般的に「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」と記述すると、この「③債務超過の解消について」に見られるような「対応策」があっても、「債務超過」が「改善」されない可能性があることが示唆されている」状況、と解釈できるところの※4は、一般的には、先に示した※3、即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が改善されない可能性があることが示唆されている」状況、と記述することができる。

ここで、前段落の〈2〉で述べたことを踏まえると、次のことがわかる。それは、先に提示した問題、即ち、※3と記述できる具体的な状況はあるのか、という問題について、※3と記述できる具体的な状況として、[事例3-1]に見られるところの※4、即ち、「債務超過の解消」について、「太陽光発電事業の資金調達が遅れた場合や、売上が低迷し収益の改善が想定どおり進まない時」に「改善されない可能性」がある」状況がある、ということである。そして、前段落で述べたことに従って、※4と、前段落の〈1〉で示した※1、及び前段落の〈2〉で示した※3の関係を整理すると、次のことがわかる。それは、上記の※4は、※3の形の※1と記述することができる、ということである。

他方、坂柳（2018, 28-29）においては、(1)：先に示したところの、①：株式会社ビーマップの2009年連結財務諸表の注記で記述されている、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる、「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」状況（※14）（傍線筆者）、及び②：株式会社関門海の2011年連結財務諸表の注記で記述

されている、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる、「債務超過の解消についても不透明である」状況（※15）（傍線筆者）が、坂柳（2018）（及び本稿）で示した※1及び※2について、※2の形の※1と記述できることを指摘し、坂柳（2018, 29）においては、上記の※14及び※15に、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「解消」という記述が用いられていることを指摘した。また、(2)：先に述べたように、※4、即ち、「債務超過の解消」について、「太陽光発電事業の資金調達が遅れた場合や、売上が低迷し収益の改善が想定どおり進まない時」に「改善されない可能性」がある（傍線筆者）状況は、「[事例3-1]」で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」であり、この※4には、「債務超過」という形の、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「改善」という記述が用いられていることがわかる。

しかし、第1節で示した[制度1-1] (3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況に、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「解消」及び「改善」という記述が用いられていないことには、注意を要する。一般的な議論においては、本節の(2)で述べたように、[制度1-1] (3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況において、①：「〇年〇月を目途に計画」されている「不採算部門の〇〇事業からの撤退」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※9）、及び②：「主力金融機関との間」の、新たな「〇〇億円のコミットメント・ラインの設定」の交渉という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※10）が、将来に発生することによって、[制度1-1] (3)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当社」が「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況が「解消」されないこと、あるいは「改善」されないことを、想定すること

ができるが、[制度1-1](3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況に、「[継続企業の前提が疑わしい]」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「解消」及び「改善」という記述が用いられていないことは、事実である。

そうすると、[制度1-1](3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況において、上記の※9及び※10が、将来に発生することによって、[制度1-1](3)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当社」が「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況が「解消」されないこと、あるいは「改善」されないことを想定した上で、[1]:[制度1-1](3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況を、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない可能性があることが示唆されている」状況(※2)(傍線筆者)、と記述できるようにするためには、及び[2]:[制度1-1](3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況を、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が改善されない可能性があることが示唆されている」状況(※3)(傍線筆者)、と記述できるようにするためには、次のことを主張する必要がある。それは、「[制度1-1](3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」として、[制度1-1](3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況ではなく、2つ前の段落で示した※14及び※15のように、①:「[継続企業の前提が疑わしい]」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「解消」という記述が用いられている※2の形の※1があることを表す文例、及び2つ前の段落で示した※4のように、②:「[継続企業の前提が疑

わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「改善」という記述が用いられている※3の形の※1があることを表す文例が、日本公認会計士協会（2009）の「参考文例」として、[制度1-1]（3）に示されなければならない、ということである。

ここで、次の問題が生じる。それは、前段落で述べたことに従って、「[制度1-1]（3）で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」を示す「参考文例」として、[制度1-1]（3）に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況の代わりに、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、[1]：「解消」という記述が用いられている※2の形の※1があることを表す文例が、[制度1-1]（3）に示された場合に、そのような文例が示された[制度1-1]（3）を「修正された[制度1-1]（3-1）」とすると、また、[2]：「改善」という記述が用いられている※3の形の※1があることを表す文例が、[制度1-1]（3）に示された場合に、そのような文例が示された[制度1-1]（3）を「修正された[制度1-1]（3-2）」とすると、この「修正された[制度1-1]（3-1）」及び「修正された[制度1-1]（3-2）」に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地があるのか、という問題である。

【1】：この問題について、(1)：「修正された[制度1-1]（3-1）」において、本節の(2)で述べたことを踏まえた上で、①：「〇年〇月を目途に計画」されている「不採算部門の〇〇事業からの撤退」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※9）、及び②：「主力金融機関との間」の、新たな「〇〇億円のコミットメント・ラインの設定」の交渉という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※10）が、将来に発生することによって、「修正された[制度1-1]（3-1）」に見られる、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当社」が「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」い

る状況が、「解消」されないという事象（※16）が発生することを想定する場合には、及び②：「修正された〔制度1-1〕（3-2）」において、本節の②で述べたことを踏まえた上で、上記の※9及び※10が、将来に発生することによって、「修正された〔制度1-1〕（3-2）」に見られる、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当社」が「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況が、「改善」されないという事象（※17）が発生することを想定する場合には、次の2つのことが言える。

まず、1つ目は、①：「修正された〔制度1-1〕（3-1）」においては、将来に「※16が発生すること」が、本節の①で述べた意味で、「会社の事業の継続に影響を与えること」を前提として、「会社の事業の継続に影響を与える※16が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を想定することができる、ということである。また、2つ目は、②：「修正された〔制度1-1〕（3-2）」においては、将来に「※17が発生すること」が、本節の①で述べた意味で、「会社の事業の継続に影響を与えること」を前提として、「会社の事業の継続に影響を与える※17が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を想定することができる、ということである。

他方、①：「修正された〔制度1-1〕（3-1）」で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、第1節で示したような、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合に、「会社の事業の継続に影響を与える※16が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）に見られる「※16」、及び②：「修正された〔制度1-1〕（3-2）」で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、第1節で示したような、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合に、「会社の事業の継続に影響を与える※17が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）に見られる「※17」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発

生する可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)に見られる、「特定の事象」の1つであることを踏まえると、[1]:「修正された[制度1-1](3-1)」で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「修正された[制度1-1](3-1)」において想定されたような、上記の「会社の事業の継続に影響を与える※16」が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指していることになり、[2]:「修正された[制度1-1](3-2)」で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「修正された[制度1-1](3-2)」において想定されたような、上記の「会社の事業の継続に影響を与える※17が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指していることになる。

そうすると、次の2つのことが言える。まず、1つ目は、(1):前段落で示した「会社の事業の継続に影響を与える※16が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、2つ前の段落で述べた意味で「想定された」状況であり、「修正された[制度1-1](3-1)」には示されていないため、そのような状況、言い換えれば、「会社の事業の継続に影響を与える、「当社」が「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況が、「解消」されないという事象(※16)が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることを、「修正された[制度1-1](3-1)」に示すために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、「修正された[制度1-1](3-1)」の中の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」等の記述が用いられることによって、「修正された[制度1-1](3-1)」に示される余地がある、ということである。また、2つ目は、(2):前段落で示した「会社の事業の継続に影響を与える※17が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」も、2つ前の段落で述べた意味で「想定された」状況であり、「修正された[制度1-1](3-2)」には示されていないため、そのような状況、言い換えれば、「会社の事業の継続に影響を与える、「当社」が「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、ま

た、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況が、「改善」されないという事象（※17）が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることを、「修正された〔制度1-1〕（3-2）」に示すために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、「修正された〔制度1-1〕（3-2）」の中の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」等の記述が用いられることによって、「修正された〔制度1-1〕（3-2）」に示される余地がある、ということである<sup>10)</sup>。

他方、先に述べたように、〔制度1-1〕(3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況には、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「解消」及び「改善」という記述が用いられていないので、この「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況においては、〔制度1-1〕(3)に見られる「継続

---

10) 「修正された〔制度1-1〕（3-1）」及び「修正された〔制度1-1〕（3-2）」と異なり、〔制度1-1〕(3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況には、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「解消」及び「改善」という記述が用いられていないことを理由に、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）に見られる「特定の事象」として、本文の【1】で示した、(1):「当社」が「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況が、「解消」されないという事象（※16）のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が「解消」されない」という事象、及び(2):「当社」が「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況が、「改善」されないという事象（※17）のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が「改善」されない」という事象を、想定することができない、と考える場合には、次のことが言える。それは、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（☆5）（傍線筆者）に見られる「特定の事象」として、①:「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が「解消」されない」という事象、及び②:「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が「改善」されない」という事象を、想定することができないので、〔制度1-1〕(3)に、上記の☆3の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地がない、ということである。



企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当社」が「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況が「解消」されないこと、及び「改善」されないことを、想定することができない、と考える場合には、次の2つのことが言える。まず、1つ目は、(1): [制度1-1] (3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況は、本節の(1)で述べたように、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況(※1)、と記述することはできるが、この「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況を、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない可能性があることが示唆されている」状況(※2)、と記述することはできない、ということである。また、2つ目は、(2): [制度1-1] (3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況は、本節の(1)で述べたように、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況(※1)、と記述することはできるが、この「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況を、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が改善されない可能性があることが示唆されている」状況(※3)、と記述することもできない、ということである。

ここで、次の問題が生じる。それは、上記の※2及び※3とは記述できず、※1と記述できるだけの、「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況が見られる [制度1-1] (3)に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地があるのか、という問題である。

この問題については、次のことが言える。それは、[制度1-1] (3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況においては、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)に見られる「特定の事象」として、本節の(1)で述べた意味で、[制度1-1] (3)に見られる「当社」の「事業の継続に影響を与える」ような、①：「〇年〇月を目途に計画」されている「不採算部門の〇〇事業からの撤退」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象(※9)、及び②：「主力金融機関との間」の、新たな「〇〇億円のコミットメント・ラインの設定」の交渉という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象(※10)を、想定することができるということである。

【2】：そうすると、次のことが言える。それは、前段落で述べたことを踏まえると、〈1〉：[制度1-1] (3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況において、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)に見られる「特定の事象」として、本節の(1)で述べた意味で、[制度1-1] (3)に見られる「当社」の「事業の継続に影響を与える」ような、前段落で示した※9及び※10を想定した上で、[制度1-1] (3)においては、この※9及び※10に注目して、[1]：「会社の事業の継続に影響を与える※9が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」、及び[2]：「会社の事業の継続に影響を与える※10が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を、想定することができるということである。他方、〈2〉：[制度1-1] (3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、第1節で示したような、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合に、[1]：上記の「会社の事業の継続に影響を与える※9が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)に見られる「※9」、及び[2]：上記の「会社の事業の継続に影響を与える※10が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)

に見られる「※10」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）に見られる、「特定の事象」の1つであることを踏まえると、[制度1-1] (3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、[制度1-1] (3)において想定されたような、[1]:上記の「会社の事業の継続に影響を与える※9が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」、及び[2]:上記の「会社の事業の継続に影響を与える※10が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指していることになる。そして、[1]:この「会社の事業の継続に影響を与える※9が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」、及び[2]:この「会社の事業の継続に影響を与える※10が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、上記の〈1〉で述べた意味で「想定された」状況であり、[制度1-1] (3)には示されていないため、この2つの状況、言い換えれば、[1]:「会社の事業の継続に影響を与える、「〇年〇月を目途に計画」されている「不採算部門の〇〇事業からの撤退」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※9）が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」、及び[2]:「会社の事業の継続に影響を与える、「主力金融機関との間」の、新たな「〇〇億円のコミットメント・ラインの設定」の交渉という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※10）が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることを、[制度1-1] (3)に示すために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨が、[制度1-1] (3)の中の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」等の記述が用いられることによって、[制度1-1] (3)に示される余地があることになる<sup>11)</sup>。

---

11) [制度1-1] (3)においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」という記述が、形の上では1回示されていることがわかる。このこととの関係で、本文の【2】の議論においては、[制度1-1] (3)には示されていないところの、[1]:「会社の事業の継続に影響を与える、「〇年〇月を目途に計画」されている「不採算部門の〇〇事業からの撤退」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※9）が将来に発生する可能

#### 4. 本稿の結論、貢献、今後の課題

本稿では、第1節で提示した次の問題を考察した。それは、[制度1-1] (3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容は特定できるが、その内容が財務諸表の注記に示されていない場合には、[制度1-1] (3)に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地があるのか、という問題である。

この問題を考察するに当たって、まず、第2節では、[制度1-1] (3)の中の、「当社は、当該状況を解消し又は改善すべく」（傍線筆者）という記述（※5）に見られる「改善」が、どのようなことを指しているのか、という問題を考察した。そして、詳細については第2節の議論を参照頂きたいが、第2節では、上記の※5に見られる「改善」が、[制度1-1] (3)に見られる「[継続企業の前提が疑わしい]状況を生み出す原因となる状況」である、「当社」が「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況（※6）について、「[制度1-1] (3)に見られるような、[1]:「〇年〇月を目途に計画」されている「不採算部門の〇〇事業からの撤退」という形の「対応策」、及び[2]:「主力金融機関との間」の、新たな「〇〇億円のコミットメント・ラインの設定」の交渉という形の「対応策」によって、「前期」に「〇〇百万円」及び「当期に〇〇百万円」計上されている「営業損失」、及び「〇〇百万円」となっている「マイナス」の「営業キャッシュ・フロー」の金額が、

---

性が一定程度以上ある状況、及び[2]:「会社の事業の継続に影響を与える、「主力金融機関との間」の、新たな「〇〇億円のコミットメント・ラインの設定」の交渉という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※10）が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることを、[制度1-1] (3)において形の上では1回示されている、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」という記述によって、一括して示すことが、想定されている。他方、上記の[1]及び[2]で示した状況があることを示すために、[制度1-1] (3)において、「[継続企業の前提に関する重要な不確実性]が認められる旨」を2回示す「参考文例」が、作られる余地はある。

0にはならないが小さくなること」を指している、と解釈できる旨を指摘した。

一方、第3節の(1)では、[制度1-1](3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる、「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況においては、[制度1-1](3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、と解釈するところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)に見られる「特定の事象」として、[制度1-1](3)に見られる「当社」の「事業の継続に影響を与える」ような、①:「〇年〇月を目途に計画」されている「不採算部門の〇〇事業からの撤退」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象(※9)、及び②:「主力金融機関との間」の、新たな「〇〇億円のコミットメント・ラインの設定」の交渉という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象(※10)を、想定することができることを示した。また、第3節の(1)では、[制度1-1](3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる、「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況は、一般的には、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況(※1)、と記述できることを指摘した。

他方、第3節の(2)では、[制度1-1](3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況は、一般的には、(1):「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない可能性があることが示唆されている」状況(※2)(傍線筆者)、あるいは、(2):「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が改善されない可能性があることが示唆されている」状況(※3)(傍線筆者)、と記述できることを示し

た。その上で、第3節の(2)では、[制度1-1] (3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況が、※2、あるいは※3の形の※1と記述できることを指摘した。

続く第3節の(3)では、上記の※3と記述できる具体的な状況はあるのか、という問題について、[事例3-1]を示し、※3と記述できる具体的な状況として、[事例3-1]に見られるところの、①：「債務超過の解消」について、「太陽光発電事業の資金調達が遅れた場合や、売上が低迷し収益の改善が想定どおり進まない時に「改善されない可能性」がある」状況(※4)があること、及び②：この※4は、※3の形の※1と記述することができることを示し、そして、③：この※4には、「債務超過」という形の、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「改善」という記述が用いられていることを指摘した。他方、第3節の(3)では、[制度1-1] (3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況には、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「解消」及び「改善」という記述が用いられていないことを指摘し、その上で、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、[1]：「解消」という記述が用いられている※2の形の※1があることを表す文例が、[制度1-1] (3)に示された場合に、そのような文例が示された[制度1-1] (3)（「修正された[制度1-1] (3-1)」）、及び[2]：「改善」という記述が用いられている※3の形の※1があることを表す文例が、[制度1-1] (3)に示された場合に、そのような文例が示された[制度1-1] (3)（「修正された[制度1-1] (3-2)」）に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地があるのか、という問題を考察した。

この問題について、第3節の(3)の【1】では、①：「修正された[制度1-1] (3-1)」に示されていないところの、「会社の事業の継続に影響を与える、「当社」が「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況が、「解消」されないという事象(※16)が将来に発生す

る可能性が一定程度以上ある状況」があることを、「修正された〔制度1-1〕（3-1）」に示すために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、「修正された〔制度1-1〕（3-1）」の中の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」等の記述が用いられることによって、「修正された〔制度1-1〕（3-1）」に示される余地があることを指摘した。

また、第3節の(3)の【1】では、②：「修正された〔制度1-1〕（3-2）」に示されていないところの、「会社の事業の継続に影響を与える、「当社」が「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況が、「改善」されないという事象（※17）が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることを、「修正された〔制度1-1〕（3-2）」に示すために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、「修正された〔制度1-1〕（3-2）」の中の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」等の記述が用いられることによって、「修正された〔制度1-1〕（3-2）」に示される余地があることを指摘した。

他方、第3節の(3)では、〔制度1-1〕(3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況には、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「解消」及び「改善」という記述が用いられていないので、この「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況においては、〔制度1-1〕(3)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当社」が「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況が「解消」されないこと、及び「改善」されないことを、想定することができない、と考える場合に、〔制度1-1〕(3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況は、本稿で示した※1、※2、※3について言えば、※1と記述することはできるが、※2と記述することはできず、また、※3と記述することもできないことを指摘した。その上で、第3節の(3)では、※

2及び※3とは記述できず、※1と記述できるだけの、「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況が見られる〔制度1-1〕(3)に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地があるのか、という問題を考察した。

この問題について、第3節の(3)の【2】では、〔制度1-1〕(3)に示されていないところの、〔1〕:「会社の事業の継続に影響を与える、「〇年〇月を目途に計画」されている「不採算部門の〇〇事業からの撤退」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象(※9)が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」、及び〔2〕:「会社の事業の継続に影響を与える、「主力金融機関との間」の、新たな「〇〇億円のコミットメント・ラインの設定」の交渉という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象(※10)が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることを、〔制度1-1〕(3)に示すために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、〔制度1-1〕(3)の中の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」等の記述が用いられることによって、〔制度1-1〕(3)に示される余地があることを指摘した。本段落で述べた意味で、〔制度1-1〕(3)には、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は示される余地がある、ということが、本稿の結論である。

ここで、将来の開示制度及び監査制度の設計に当たって参照され得る、日本公認会計士協会(2009)の「参考文例」に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地があるのか、という問題について、①:坂柳(2018,37-42)においては、日本公認会計士協会(2009)の「参考文例」のうち、〔制度1-1〕(1)及び〔制度1-1〕(2)に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示される余地があることを指摘したが、②:本稿では、前段落で述べたように、日本公認会計士協会(2009)の「参考文例」のうち、〔制度1-1〕(3)に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示される余地があることを指摘した。そうすると、本稿は、将来の開示制度及び監査制度の設計に当たって考慮され得る上記の問題について、



坂柳（2018,37-42）では指摘されなかった結論を、新しく加えたことになる。このことが、本稿の1つ目の貢献である。

他方、本稿の議論を踏まえると、次のことがわかる。それは、財務諸表の注記に示される余地がある「継続企業の前提に関する重要な不確実性」には、2つあるということである。《1》：まず、1つ目の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）に見られる「特定の事象」として、①：「修正された〔制度1-1〕（3-1）」との関係では、「会社の事業の継続に影響を与える」、「当社」が「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大規模な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大規模なマイナスとなって」いる状況が、「解消」されないという事象（※16）が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」に見られる※16のような、また、②：「修正された〔制度1-1〕（3-2）」との関係では、「会社の事業の継続に影響を与える」、「当社」が「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大規模な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大規模なマイナスとなって」いる状況が、「改善」されないという事象（※17）が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」に見られる※17のような、本稿で示した※1、※2、※3について言えば、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、〔1〕：「解消」という記述が用いられている※2の形の※1において想定される「特定の事象」、あるいは、〔2〕：「改善」という記述が用いられている※3の形の※1において想定される「特定の事象」についての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」である。《2》：他方、2つ目の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）に見られる「特定の事象」として、〔制度1-1〕（3）に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況との関係では、

[1]:「会社の事業の継続に影響を与える,「〇年〇月を目途に計画」されている「不採算部門の〇〇事業からの撤退」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象(※9)が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」に見られる※9のような, また, [2]:「会社の事業の継続に影響を与える,「主力金融機関との間」の, 新たな「〇〇億円のコミットメント・ラインの設定」の交渉という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象(※10)が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」に見られる※10のような, 本稿で示した※1, ※2, ※3については, 「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で, 「解消」及び「改善」という記述が用いられていないことによって, ※2及び※3と記述することができない※1において想定される「特定の事象」についての, 「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)という意味の, 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」である。

ここで, 前段落の《1》で言及したところの, 1つ目の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は, 「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で, (1):「解消」という記述が用いられている, ※2の形の※1において想定される「特定の事象」, あるいは, (2):「改善」という記述が用いられている, ※3の形の※1において想定される「特定の事象」についての「継続企業の前提に関する重要な不確実性」であり, 前段落の《2》で言及したところの, 2つ目の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は, 「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で, 「解消」及び「改善」という記述が用いられていないことによって, ※2及び※3と記述することができない※1において想定される「特定の事象」についての「継続企業の前提に関する重要な不確実性」であるが, このような2つの「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を提示した本稿は, 将来の開示制度及び監査制度の設計に当たって採用され得るところの, 前段落の《1》で言及した「継続企業の前提に関する重要な不確実性」と, 前段落の《2》で

言及した「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を示し、この2つの「継続企業の前提に関する重要な不確実性」のうちの1つしか考慮していない、と解釈できる文献・制度に、合理性があるかどうかを分析及び評価するための枠組みを提示したことになる。このことが、本稿の2つ目の貢献である。

本稿では、紙幅の都合により、次の問題を考察することができなかった。それは、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」による、「継続企業の前提が疑わしい状況を生み出す原因となる状況の「改善」が、第2節で示したような、「経営者による経営計画等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる、金額が表示されている状況についてのその金額が、0にはならないが小さくなること」(※7)以外のことを指す場合はあるか、という問題である。よって、この問題を考察することが、今後の課題である。

## [引用文献]

企業会計審議会（2009），企業会計審議会，「監査基準の改訂に関する意見書」，2009年4月9日。

坂柳（2017），坂柳 明，「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に注目して—」，『産業経理』，第76巻第4号，2017年1月。

坂柳（2018），坂柳 明，「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(11)—」，『商学討究』（小樽商科大学），第68巻第4号，2018年3月。

日本公認会計士協会（2009），日本公認会計士協会，監査・保証実務委員会報告第74号，「継続企業の前提に関する開示について」，2009年4月21日改正。

日本公認会計士協会（2011a），日本公認会計士協会，監査基準委員会報告書（序），「監査基準委員会報告書の体系及び用語」，2011年12月22日。

日本公認会計士協会（2011b），日本公認会計士協会，監査基準委員会報告書570，「継続企業」，2011年12月22日。